

ロイヤルセレブステイ 運営規程

[単独型短期入所生活介護事業所・介護予防単独型短期入所生活介護事業所]

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人愛心会が開設する介護予防・単独型短期入所生活介護事業所が行う単独型短期入所生活介護事業所「ロイヤルセレブステイ」(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------|----------------|------------|
| 1 名称 | 単独型短期入所生活介護事業所 | ロイヤルセレブステイ |
| 2 所在地 | 徳島市沖浜東2丁目30番地 | |
| 3 定員 | 24人 | |

第4条 (職員の職種及び職種内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

各職員の員数は別紙のとおりとする。

- ① 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 1人(嘱託契約)
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- ③ 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- ④ 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- ⑤ 介護職員 6人以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- ⑥ 栄養士 1人程度
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- ⑦ 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能指導や助言を行う。

⑧ 調理員 相当数

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

⑨ 事務職員 相当数

事務職員は、必要な事務を行う。

第5条 (指定短期生活入所介護の内容)

指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- ② 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- ③ 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- ④ 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

第6条 (短期入所生活介護計画の作成)

- ① 管理者は、相当期間（概ね連続する4日間）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- ② 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- ③ 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

第7条 (指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、短期入所介護サービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額とする。

その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- ① 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の利用料
- ② 滞在費（従来型個室）1日1800円
- ③ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

④ 食費 1日当たり 1600 円（朝食 400 円・昼食 600 円・夕食 600 円）

⑤ 理美容代 実費

⑥ その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

第8条（通常を送迎の実施地域）

通常を送迎の実施地域は、徳島市、小松島市、阿南市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、石井町、勝浦町の区域とする。

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

① 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。

② 火気の取り扱いに注意すること。

③ けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

④ その他管理上必要な指示に従うこと。

第10条（緊急時等における対応方法）

指定短期入所生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

第11条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第12条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 随時

従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人愛心会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

第13条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生または再発を防止するために、次の通り必要な措置を講ずるものとする。また、事業所は、サービス提供中に、事業所の職員又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知

徹底を図る。

- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 この変更規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 この変更規程は、令和元年7月8日から施行する。

附 則 この変更規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 この変更規程は、令和7年4月1日から施行する。

単独型短期入所生活介護ロイヤルセレブステイ 重要事項説明書

1、事業者

- 1、法人名 社会福祉法人 愛心会
- 2、法人所在地 小松島市中田町字新開58番地
- 3、電話番号 0885-32-2277
- 4、代表者氏名 理事長 榊田勝仁
- 5、設立年月日 昭和54年6月11日

2、事業所の概要

- 1、事業所の種類 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所

2、事業所の目的

社会福祉法人愛心会が開設する短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護事業所ロイヤルセレブステイが行う、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護、要支援状態にある利用者に対し、適切な短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

- 3、施設の名称 単独型短期入所生活介護事業所ロイヤルセレブステイ
- 4、施設の所在地 徳島県徳島市沖浜東二丁目30
- 5、電話番号 088-655-2266
- 6、施設長（管理者） 榊田 千尋
- 7、施設の運営方針

事業所の介護員は、高齢者が要介護状態、要支援になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減など生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 8、開設年月日 平成22年8月1日
- 9、営業日 年中無休
- 10、利用定員 24名
- 11、居室の概要 当事業所では下記の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、個室です。

| 設備の種類 | 室数 | 備考 |
|-------|------|-------------|
| 居室 | 24 室 | 全室個室となります |
| 食堂 | 1 室 | 談話・リハビリり兼用 |
| 浴室 | 1 室 | 一般入浴・機械浴・個浴 |
| 医務室 | 1 室 | 体調不良時の対応用 |

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

- 12、提供するサービスの第三者評価・・・無実施

3、職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供できる職員として、下記の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 配置人数 |
|-------------|------|
| 1. 施設長（管理者） | 1名 |
| 2. 介護職員 | 6名 |
| 3. 生活相談員 | 1名 |
| 4. 看護職員 | 1名 |
| 5. 機能訓練指導員 | 1名 |
| 6. 医師 | 1名 |
| 7. 栄養士 | 1名 |

〈主な職種の勤務体制〉

| 職種 | 勤務体制 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 医師 | 週一回程度 14:00～15:00 |
| 2. 介護職員 | 標準的な時間帯 早出 7:00～15:30 遅出 10:30～19:00 日勤 9:00～17:30 夜勤 17:00～ 9:00 |
| 3. 看護職員 | 標準的な時間帯 出勤 9:00～17:30 |

4、協力医療機関

利用者の急な体調不良などの際には、緊急連絡先に連絡し、主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行
医師の指示に従います。

| | | |
|--------|---------|----------------|
| 協力医療機関 | 医療機関の名称 | 徳島ロイヤル病院 |
| | 院長名 | 梶田 勝仁 |
| | 所在地 | 小松島市中田町字新開48番地 |
| | 電話番号 | 0885-32-8833 |

5、当事業所が提供する短期入所介護サービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して下記のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態を考慮した食事を提供します。
- ・自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間（季節などにより多少時間が変更することがあります）

朝食： 8：00～9：00

昼食：12：00～13：00

夕食：17：00～18：00

※提供する材料費や調理にかかる費用(食費)は介護保険の給付対象とはなりません。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・一泊～三泊の利用は1回程度、四泊以上の利用は週2回程度の入浴回数になります。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・心身等の状況に応じ日常の生活動作を通して、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康・服薬管理

- ・看護職員が、健康管理・服薬管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・その他利用者の状況に沿い自立への支援を行いません。

(2) 要した費用が実費となるサービス

①特別な食事等

利用者の栄養状況や摂取状況で特別な食事が必要な場合はご持参していただくことになります。(施設内の自動販売機・パンなどの移動販売等)

②理髪・美容

理髪サービス（整髪、顔剃、洗髪）事業所契約施設（近隣理髪店・美容室）にてご利用いただけます。

③その他

個人的な衣類等のクリーニング代、当施設で提供する以外のおむつ等、その他施設利用に際する費用。

(3) サービスの利用料金

①基本料金

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた短期入所介護サービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。※徳島市は1単位10.17円となります。

(短期入所介護サービスの利用料金は、利用者の要介護度負担割合に応じて異なります。)

| | 基本額 | 連続 31 日以上利用 |
|-------|--------|-------------|
| 要支援 1 | 479 単位 | 442 単位 |
| 要支援 2 | 596 単位 | 548 単位 |
| | 基本額 | 連続 61 日以上利用 |
| 要介護 1 | 645 単位 | 589 単位 |
| 要介護 2 | 715 単位 | 659 単位 |
| 要介護 3 | 787 単位 | 732 単位 |
| 要介護 4 | 856 単位 | 802 単位 |
| 要介護 5 | 926 単位 | 871 単位 |

加算額

- ・看護体制加算(要介護の方のみ) (Ⅰ)4単位/日・(Ⅱ)8単位/日・(Ⅲ)12単位/日・(Ⅳ)23単位/日
- ・機能訓練体制加算 12単位/日
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位/日・(Ⅱ)18単位/日・(Ⅲ)6単位/日
- ・緊急短期入所受入加算 90単位/日 (7日(やむを得ない事情がある場合14日)を限度)
- ・療養食加算 (1日に3回を限度) 8単位/回
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数に13.6%を乗じた単位数で算定されます。
- ・送迎加算 184単位/片道

※加算に関しては職員の人員等により変動することがあります。

減算額

- ・長期利用者減算 (連続31日以上60日まで利用している場合。) -30単位/日

②滞在費・1日あたり1,800円

③食費 ・1日あたり1,600円 (朝食：400円・昼食：600円・夕食：600円)

☆滞在費と居住費に関しましては介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は利用時に提示してください。

利用料の減免を受けることができます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※今後、利用料及び食費等の単価が変更する場合があります。その際には、重要事項説明書内容一部変更同意承諾書を作成し、その内容を説明し、同意を得ます。

6、施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設を利用されている利用者の共同の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

①施設利用にあたり下記のもの利用者が居室へ持ち込むことができません。

薬品(医務預かり管理)

お金、貴重品・携帯電話は事業所事務室金庫にて預かり可能。預かり以外は責任を負いかねます。

②施設利用にあたり下記のもの利用者が施設へ持ち込むことができません。

たばこ・ライター・刃物(爪切り等含む)・アルコール類は施設内持込禁止です。

☆利用開始時に事業所職員によりに荷物の確認を行い、持ち込みの制限に当たる物は持ち帰り又は施設預かりとなります。

(2) 面会

面会時間 9:00～17:30

面会に来られた際には、必ずその都度面会用紙にご記入ください。面会用紙は玄関に配置しております。

(3) 外出・食事

外出をされる場合は、事前にお申し出ください。食事が不要の場合は、前日までにお申し出ください。

(4) 施設利用上の注意

- ・事業者が利用者に提供する居室の定員は、一人です。ただし、短期入所生活介護サービス利用申込の都度、利用者と事業者との合意により変更できるものとします。
- ・ご家族の付き添い及び宿泊はできないものとします。
- ・利用者及び代理人・家族から居室の変更の申出があった場合、事業者がその申し出を相当と認めたとき居室の変更を行います。また事業者が施設運営上特に必要と認めたときは、居室の変更を行うことができるものとします。

7、苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 阪本 美香
- 電話番号 088-655-2353
- 受付時間 随時

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 公共の苦情・相談窓口

公共の機関等でも苦情やご相談をしていただけます。

- ①徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 088-665-7205
- ②徳島市 高齢介護課 088-621-5585
- ③小松島市 介護福祉課 0885-32-3507
- ④阿南市 介護保険課 0884-22-1793
- ⑤鳴門市 長寿介護課 088-684-1347

個人情報利用目的

事業所が介護保険法に関する法令に従い短期入所介護サービスを円滑、適正に施行するため個人情報を利用させていただきます。

個人情報の項目

氏名、生年月日、住所、電話番号、顔写真、健康状態、病歴、介護請求・介護保険証等 家族状況など利用者・家族個人に関する情報

認定調査(79項目及び特記事項)主治医の意見書、介護認定結果における判定結果

個人情報使用の具体的項目

施設内

- *居室の名札
- *個人の持ち物や衣類への名前の明記
- *事務所や医務室等でホワイトボードへの利用状況や受診時等の予定記入
- *ケース記録及び背表紙に氏名を明記
- *ケアプラン作成時ケアについての合同カンファレンス、サービス担当者会議での情報交換
- *入浴や食事等に関する一覧表の作成
- *毎月の誕生者の氏名を表示
- *施設内での写真、氏名の掲示
- *実習生にカルテ開示・ケースカンファレンスを行う
- ☆その他特に必要な場合は利用者または家族に口頭で了承を得ることとさせていただきます。

第三者提供

- *市町村への申請、事故発生時の報告等
- *県、市町村からの提示要求
- *受診時必要書類の提出(協力病院、他の医療機関)
- *家族等への心身の状態説明
- *各種賠償保険に係る専門の団体、保険会社への相談、届出
- *審査支払い機関へのレセプト提出及び照会への回答
- *施設内外において行われる事例研究

事業所における個人情報に関する苦情の受付

当事業所における個人情報に関する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者)施設長 榊田千尋 相談員 阪本 美香
- 電話番号 088-655-2353
- 受付時間 随時

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。